

かけはし

昭島市立富士見丘小学校 令和 4 年 4 月 1 5 日
校長だより No. 23 稲垣 達也



教育支援員がいる教室

一人一人を大切に見守ります



本校の特別
支援教育の
リーフレット

国や都等の事業（財政措置）に基づき、様々な教育支援員を配置・活用

1 学習支援員

学級の中で個々の児童に学習支援（学力向上）

- 学校毎に年間の総配置時数が決められており、学級等に配置して適宜支援します。
- ⇒ 例 1：算数の授業に配置し、遅れがちな児童を巡回しながら個別に支援
- 例 2：年度当初、1年生の学級に常駐し、全児童が授業に適応できるように支援
- 例 3：学校図書館に配置し、図書等を活用した学習が効果的にできるように支援

2 特別支援教育支援員

特別な支援を必要とする児童を支援

- 特別な支援を依頼したい保護者が、学校を通して申請し、認められた配置時数内で、学習支援・安全確保など、学習活動・学校生活上の困り感を幅広く支援します。
- ⇒ 例 1：先生の話が上手に聞けず、先生に寄り添って支援
- 例 2：校外学習に付き添い、集団行動に適応できるように支援 [詳細はこちら](#)

3 学校と家庭の連携推進支援員

いじめ・不登校等の課題への支援

- 学校毎に年間の総配置時数が決められており、必要に応じて適宜支援・対応します。
- ⇒ 例：不登校傾向の児童を迎えに行く、保護者への相談・助言

特別支援教育支援員の役割

- (1) 基本的な生活習慣確立のための支援
 - ・ 整理整頓、身支度が苦手な児童に、整理場所や身支度を教える等の支援
- (2) 学習支援
 - ・ 読む、書く、聞くこと等に困難を示す児童に対して、個別に支援
- (3) 児童の健康と安全確保
 - ・ 教室を飛び出していく児童に対して、安全確保や居場所の確認
 - ・ 他者への攻撃や自傷などの危険な行動の防止等の安全に配慮
- (4) 周囲の児童の理解促進
 - ・ 支援を必要とする児童の困り感、理解しにくい行動をとってしまう理由、適切な接し方などを、学級担任等と協力しながら周囲の児童に伝える。

特別支援教育とは

特別支援教育とは、**児童の自立や社会参加**につながる支援という視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援教育支援員の心構え

特別支援教育支援員には次のような心構えが求められています。

(1) 学校・学級担任との連携を大切にします。

- ・一人で抱え込んだり、頑張りすぎたりせず、担任等に連絡、相談することを心掛けます。
- ・大人のモデルとして、言葉遣い、接し方、振る舞い等、教育を担うものとしての自覚を持ちます。
- ・学校で知りえた情報は「守秘義務」を厳守します。
- ・支援員は指導することはできません。教育の責任者は担任、支援員は黒子となって動きます。
- ・担任が支援員の役割を考えるので、具体的な支援方法を担任とコミュニケーションを取ります。

(2) 児童に寄り添う支援をします。

- ・児童の不適応行動の背景には「そうせざるを得ない理由」があることがあります。児童の些細な変化、言動をよく観察し、理解に努めます。
- ・児童は失敗体験や叱られる場面が積み重なり自己肯定感が低下している場合があります。小さな努力や良い行動を認め励ますことを意識的に行うことで自己肯定感を高めていきます。
- ・一人で出来る部分は見守り、完全に出来ないところも出来るだけ自分の力で行うように励まします。優しく見守り、その子にとって必要な支援を冷静に判断することが大切です。
- ・「あ・い・う・え・お・」を笑顔で！ 非言語でコミュニケーション
あら！（気付き） いいね！（褒める） うんうん（共感）
え？（どうしたのかな） おっけー！（認める）
- ・周囲への迷惑、我が儘を通そうとする時は「ダメなことはダメ」と譲らない姿勢も大切です。
- ・その日ごとに児童の様子や気付いたこと、どのように支援して、どのように変容したかななどを連絡シート（執務記録）に記入して、学級担任と情報共有し、次の支援に役立てるようにします。

(3) 支援のつもりで「児童の自立を阻害する」しないようにします。

- ・児童の呼称は「苗字＋さん」です。「〇〇ちゃん」などは、児童の人格、尊厳の否定となります。
- ・最も重要なことは、児童の自立（自分でできるようになる）です。「じっと待つ姿勢」が大切です。やってあげたい気持ちが強すぎて「おせっかい」になってしまわないようにします。
- ・授業は結果ではなく、児童が学ぶ過程が重要です。授業中に担任の指導と齟齬が生じないように、授業前に担任教師と打ち合わせをして、支援員の「立ち位置」を理解します。
- ・指導や指示は担任です。児童が担任の指示に耳を傾けず、支援員を頼って指示を聞き返すことがあります。すぐに教えてしまうと、ますます担任の話が聞かなくなります。
- ・児童が支援員に依存してしまうような態度、必要以上に児童に手を貸すことは厳禁です。

【特別支援教育支援員は、個別に申請する制度です】

申請期限がありますので、お子様の支援にお悩みの方、個別の支援をお考えの方など、まずは、早急に担任等にご相談ください。